



2023年2月3日

各 位

会 社 名 AHCグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 荒木 喜貴  
(コード番号：7083 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役 経営管理部長 武藤 輝一  
(TEL 03-6240-9550)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2023年2月22日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業目的の記載を労働者派遣法の改正に適合させる必要があるため、当社の定款第2条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことにともない、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、第13回定時株主総会の終結の時をもって生じることといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1~29. 《条文省略》 30. <u>一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1~29. 《現行どおり》 30. <u>労働者派遣事業</u>

現行定款	変更案
<p>31～34. 《条文省略》</p> <p>35. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p>	<p>31～34. 《現行どおり》</p> <p>35. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>《削除》</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年2月22日(予定)  
定款変更の効力発生日 2023年2月22日(予定)

以上